

## 社会復帰促進等事業のご案内

労災保険では、業務上の災害又は通勤により負傷し、又は疾病にかかった方のうち、一定の障害・症状が残った被災労働者に対し、社会復帰の促進を図ることを目的として、主に次の表に掲げる事業を行っています。

制度の種類	目的	内容
義肢等補装具費の支給	四肢の亡失など身体に障害が残った方で、必要があると認められる方に、 <b>義肢その他の補装具の費用の支給（修理）</b> を行っています。	<p>対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害(補償)給付の決定を受けた方</li> <li>・受けると見込まれる方</li> </ul> <p>それぞれの義肢等補装具の支給要件に該当する方</p> <p>支給種目</p> <p>義肢、筋電電動義手、上肢装具及び下肢装具、体幹装具、座位保持装置、視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡（コンタクトレンズを含む。）、点字器、補聴器、人工喉頭、車椅子、電動車椅子、歩行車、収尿器、ストマ用装具、歩行補助つえ、かつら、浣腸器付排便剤、床ずれ防止用敷ふとん、介助用リフター、フローテーションパッド、ギャッチベッド、重度障害者用意思伝達装置、人工内耳（人工内耳用音声信号処理装置の修理に限る。）</p>
各種アフターケア	仕事によるケガや病気で療養されている方は、そのケガや病気が治った後も、再発や後遺症に伴う新たな病気を防ぐため、労災指定医療機関でアフターケア（診察や保健指導、検査など）を無料で受けることができます	<p>アフターケアの対象となる方</p> <p>せき髄損傷、頭頸部外傷症候群等（頭頸部外傷症候群、頸肩腕障害、腰痛）、尿路系障害、慢性肝炎、白内障等の眼疾患、振動障害、大腿骨頸部骨折及び股関節脱臼・脱臼骨折、人工関節・人工骨頭置換、慢性化膿性骨髄炎、虚血性心疾患等、尿路系腫瘍、脳の器質性障害、外傷による末梢神経損傷、熱傷、サリン中毒、精神障害、循環器障害、呼吸機能障害、消化器障害及び炭鉱災害による一酸化炭素中毒の傷病者で、傷病が症状固定（治ゆ）し、所定の要件に該当する方</p> <p>アフターケアの措置内容</p> <p>診察、保健指導、保健のための処置、検査等</p> <p>アフターケアを受けるためには、所属事業場を管轄する都道府県労働局長に申請が必要です。</p>

		<p>提出書類は「アフターケア手帳交付申請書」で、申請書は各労働局、各労働基準監督署にあります。</p> <p>申請期限は、対象となるケガや病気により異なりますが、原則としてケガや病気がなおった日の翌日から起算してアフターケア手帳の新規交付の有効期間として定められた期間内となりますので注意してください。ただし、アフターケアを必要とする期間に定めのない傷病（せき髄損傷など）はいつでも申請ができます。</p> <p>また、手帳の更新を希望する場合は、「アフターケア手帳の有効期間満了のお知らせ」が事前にご自宅に届きますので、「アフターケア手帳更新・再交付申請書」と「アフターケアの実施期間の更新に関する診断書」を提出していただき、手帳の更新が認められるとアフターケア手帳が交付されます。ただし、一部の傷病（せき髄損傷など）につきましては、診断書の提出が必要ありません。</p>
--	--	--

なお、社会復帰促進等事業に係る取扱いについては、山口労働局労働基準部労災補償課（電話083 995 0374）にお問い合わせください。